

## 施設使用に関する協定書

(趣旨)

第1 株式会社新栄代表取締役 伊藤新一（以下「甲」という。）と新庄市長 山尾順紀（以下「乙」という。）は、甲が管理する施設を災害対策基本法第42条の規定に基づく新庄市地域防災計画で指定する市民の避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第2 甲が乙に使用させる施設は、次のとおりとする。

名称：株式会社新栄 機材センター

所在地：新庄市大字本合海700-14

(使用通知)

第3 乙は、災害の発生により施設の使用の必要が生じたときは、事前に甲に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において通知することができるものとする。

(原状回復)

第4 乙は、施設の使用をやめたときは、当該物件を原状に回復するものとする。

(その他)

第5 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年 3月 // 日

甲 新庄市大字本合海1053-5  
株式会社新栄代表取締役 伊藤 新一



乙 新庄市沖の町10番37号  
新庄市長 山尾 順紀

